

最低賃金引き上げに伴う中小企業支援の充実を求める意見書

7月14日、中央最低賃金審議会は令和3年度の最低賃金改定について、すべてのランクで過去最大の時間給28円引き上げを厚生労働相に対して答申しました。これを受け、奈良地方最低賃金審議会も奈良県の最低賃金について、時間給28円引き上げ866円とする答申を8月5日に奈良労働局長に行っています。

かねてより我が国の最低賃金は、自立して生計を営むには不足であることが指摘され、格差を是正し購買力を高めて経済の好循環を作り出すためにも、大幅かつ継続的な引き上げが求められてきました。平成29年の政府「働き方改革実行計画」においても「全国加重平均が1000円以上になることを目指す」と明記されています。こうした経緯を踏まえ、今回の最低賃金引き上げは妥当なものであると考えます。

しかし、コロナ禍で経済の冷え込みが著しく、特に飲食、サービス業等の事業の継続が危ぶまれているなか、経費の上昇をもたらす最低賃金引き上げに対して、事業者からは強い懸念の声が上がっています。なかでも地域の雇用を担う中小企業においては、人件費比率の高い「労働集約型産業」の事業が多く、人件費等の増加が経営を圧迫し、企業の廃業、雇用の縮小といった事態も起こりえます。政府も業務改善助成金の拡充などの支援策を打ち出していますが、事業者団体等からはより一層の支援が求められています。

国におかれては、最低賃金の引き上げがコロナ禍の渦中にある事業者と労働者を支え、日本経済を回復する基盤となるように、以下の通りに中小企業支援の充実に取り組まれるよう求めます。

記

1. 業務改善助成金のさらなる拡充と手続きの簡素化など、賃金を引き上げる事業者への直接支援の施策を充実すること。
2. 下請事業者が人件費・法定福利費等の増加を受注額に適正に反映できるよう、下請法の運用と指導を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月16日

大和高田市議会